

## 石狩管内公立高等学校配置計画地域別検討協議会（第2回）の開催について

公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられます。

北海道教育委員会では、これらの課題の解決に向けて、各通学区域ごとに市町村関係者及び学校関係者等と意見を交換し、地域との連携を深めるため、本協議会を公開で開催することとしています。

どなたでも傍聴できますが、会場の制約等により人数に制限がありますので、傍聴を希望される方は、事前にお申し込みください。

### 記

- 1 日 時 令和元年(2019年)7月30日(火) 14時00分～16時00分
  - ・ P T A 分科会 14:00～14:25
  - ・ 全 体 会 14:35～16:00
- 2 会 場 北海道第二水産ビル(札幌市中央区北3条西7丁目1)
  - ・ P T A 分科会 8 A 会議室
  - ・ 全 体 会 ”
- 3 議 題
  - ・ 公立高等学校配置計画案(令和2年(2020年度)～4年度(2022年度))について
  - ・ その他
- 4 協議会参加対象者  
石狩管内の各市町村の市町村長・教育長、中学校長・中学校のPTA関係者の代表者、小学校長・小学校のPTA関係者の代表者、公立高等学校長、公立高等学校のPTA関係者の代表者、私立高等学校の代表者、経済団体関係者等
- 5 傍 聴 傍聴は先着で10名を受け付けます。事前にご連絡ください。
- 6 お問い合わせ先  
北海道教育庁石狩教育局  
企画総務課主査(地域政策)  
〒060-8549  
札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館6階  
TEL 011-231-4111 内線 34-511・34-551  
FAX 011-232-1061
- 7 その他 傍聴に際しては「『地域別検討協議会』の傍聴に係る取扱い」を遵守していただきます。

## 「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱い

(平成17年4月27日石狩教育局長決定)

(平成17年6月29日一部改正)

(平成20年5月1日一部改正)

(平成25年6月26日一部改正)

- 1 傍聴人数は、会場の規模及び参加者数によりその都度決定し、先着順とします。  
ただし、報道関係者については別に傍聴を認めます。
- 2 傍聴を申し込む際には、氏名、住所を申し出てください。
- 3 次の各号に該当する場合は、傍聴することはできません。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる場合。
  - (2) 会議の妨害となると認められる物を携帯している場合。
  - (3) 前二号のほか、主催者において傍聴を不適當と認める場合。
- 4 傍聴人は次に掲げる行為をしてはなりません。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 飲食すること。
  - (3) 私語、談話、拍手等をする事。
  - (4) 写真を撮影し、又は録音をすること。  
ただし、主催者の許可を受けた場合はこの限りではありません。
  - (5) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をすること。
- 5 主催者は、傍聴人が前記の規定に違反したときは、退場させることができるものとします。
- 6 以上のほか、傍聴人は主催者の指示に従わなければなりません。